

協議第 4 8 号

平成 1 5 年 月 日 確認

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	1 2 条例、規則等の取扱い	調整の内容(案)	条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、整備するものとする。
関係項目			1 合併と同時に、即時制定し施行させるもの 2 合併後、逐次制定し施行させるもの 3 合併後、旧市町村の区域に暫定的に施行させるもの

## 施行区分

- 1 合併と同時に、即時制定し施行させるもの  
 条例...制定権者(市長職務執行者)の専決処分により制定し施行する。  
 規則、訓令、告示、その他...制定権者(市長職務執行者)の職権により制定し施行する。
- 2 合併後、逐次制定し施行させるもの  
 市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例。  
 合併時に制定し施行させることが困難なもの又は新市において市民への影響が直接的に及ばないもの等。
- 3 合併後、旧市町村の区域に暫定的に施行させるもの  
 新市の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、従来旧市町村の区域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として引き続き施行させるもの。

<p>条例、規則等の取扱いに関する法令</p> <p><b>地方自治法(昭和22年・法律第67号)</b>          第15条(規則)          普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>第179条(専決処分)          普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p><b>地方自治法施行令(昭和22年・政令第16号)</b>          第1条の2(長の職務を暫定的に行う者)          普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>第3条(条例・規則の暫定的施行)          普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>	<p>先進地事例</p> <p><b>【兵庫県篠山市】</b>(平成11年4月1日新設合併 篠山町、西紀町、丹南町、今田町)          (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。          (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。          (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p><b>【東京都西東京市】</b>(平成13年1月21日新設合併 田無市、保谷市)          条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。          (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの          (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの          (3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの</p> <p><b>【埼玉県さいたま市】</b>(平成13年5月1日新設合併 浦和市、大宮市、与野市)          条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。</p>
---	---